



会社設立の流れ

- 1)まず、情報をいただき、こちらで全て必要な書面を作成します。
- 2)その書面のうち、Article of Incorporation という書類をカリフォルニア州政府に提出します。この受理が行われた時点で会社の登記が完成します。アメリカの会社は特に会社の「目的欄」がありませんので、全て合法的なビジネスができるという形で登録させていただきます。
- 3)会社の議事録や付随定款といった書類も作成しますが、社内で扱えますので、これは急ぐ必要はありません。
- 4)もうひとつ、SS-4 という書類が必要になります。この書類はアメリカ国税局に会社の成立により法人税の支払うための登録です。
- 5)次に、会社の銀行口座を開設していただきます。(時期的にはいつでも構いませんが、設立後なるべく早いうちが良いと思います。) 会社への資本金振り込みが完了した時点で、当事務所に振り込み確認書(デポジットができている証拠)をいただきます。これは銀行で出してもらった控えで構いません。その時点で株券を当事務所が発行して終了です。
- 6)基本定款、議事録、附随定款、株券、その他当事務所で作成した書類をCorporate Binder にまとめお渡しいたします。